

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和7年11月26日

水曜日

第5452号

目 次

公安委員会規則

- 富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則 1
○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 5

告 示

- 知事管理漁獲可能量の変更 23

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 24

規 則

富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月26日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

富山県公安委員会規則第11号

富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年富山県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営

するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

第2条第2項第3号中「電子署名を行う者」を「申請等をする者又は行政機関等」に改める。

第3条の見出しを「対象となる手続」に改め、同条中「手続等」を「手続」に改める。

第4条第1項中「又は」を「及び」に、「富山県公安委員会等が」を「富山県公安委員会が」に改め、同条第2項中「前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他富山県警察本部長が必要と認める事項を、」を「電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を」に改め、同条第3項中「第1項に規定する者は」を「前項の規定により申請等を行う者は」に、「富山県公安委員会等」を「富山県公安委員会又は富山県警察本部長」に、「当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信しなければならない」を「併せて入力しなければならない」に改め、同条第4項中「入力し、又は送信する」を「富山県公安委員会又は富山県警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る」に改め、ただし書きを削り、同項第3号及び第4号を削り、同項第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

第4条第5項中「し、又は送信」を削り、同項を第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 富山県公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって富山県公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、

当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができます。

第5条の見出しを「申請等に係る署名等に代わる措置」に改め、同条中「第4条第4項」を「第3条第4項」に、「措置とする」を「措置その他申請等を行った者を確認するための措置として富山県公安委員会又は富山県警察本部長が定める措置とする」に改め、ただし書きを削る。

第6条中「法第6条第6項」の次に「及び情報通信技術利用条例第3条第5項」を加え、同条第1号及び第2号中「富山県公安委員会等」を「富山県公安委員会又は富山県警察本部長」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

第6条中本則を本則第1項とし、本則に次の1項を加える。

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。

第8条第1項中「又は」を「及び」に、「規定により処分通知等を」を「規定により」に、「使用して」を「使用する方法により処分通知等を」に改め、「当該処分通知等の内容を」を削り、「電子計算機と」を「電子計算機であって富山県公安委員会が定める技術的基準に適合するものを」に改め、同条第2項中「富山県公安委員会等は」の次に「、富山県公安委員会又は富山県警察本部長が別に定める場合を除き」を加え、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 富山県公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を富山県公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 法第7条第1項ただし書きに規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 1 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- 2 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の富山県公安委員会又は富山県警察本部長の定めるところにより行う届出(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第11条 法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として富山県公安委員会又は富山県警察本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第12条 法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面による本人確認をする必要があると富山県公安委員会又は富山県警察本部長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると富山県公安委員会又は富山県警察本部長が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は処分通知等に係る利便性を著しく損なう場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の富山県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の第6条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月26日

富山県公安委員会委員長 川端 雅彦

富山県公安委員会規則第12号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「様式第2号」を「様式第1号」に、「指定標章」を「標章」に改め、同条第2項中「通行禁止道路通行指定申請書（様式第1号）」を「除外標章交付申請書」に、「提出」を「申請」に改め、同条第4項中「当該指定証を携帯し、かつ当該指定標章」を「当該標章」に改め、同項を第5項とし、同項の次に次の5項を加える。

6 第4項の規定による標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。
- (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

7 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、除外標章再交付申請書（様式第8号の3）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届（様式第8号の4）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 公安委員会は、第4項の規定による標章の交付を受けた者が第6項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

10 第4項の規定による標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章を公安委員会に返納しなければならない。

-
- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
 - (2) 標章の交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、または回復したとき。
 - (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第6条第3項中「前項の指定申請書を受理したとき」を「第2項の申請があつたとき」に改め、「通行禁止道路通行指定証（様式第1号）（次項において「指定証」という。）及び指定」を削り、同項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の申請には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

- (1) 車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (2) 当該車両に係る用務を疎明する書面

第7条第1項第2号中「冠婚葬祭等」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 通行禁止道路の通行許可を受けようとする者は、府令第5条第1項の通行禁止道路通行許可申請書（以下この条において「申請書」という。）2通を通行しようとする場所を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をすることができる。

第7条第4項中「法第8条第3項」を「前項」に、「許可証」を「通行許可証」に、「許可標章」を「通行許可証」に、「していなければならない」を「しなければならない」に改め、同項を第7項とし、同項の次に次の4項を加える。

8 第6項に規定する通行許可証の交付を受けた者は、当該通行許可証を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく破損し、若しくは破損したときは、通行禁止道路通行許可証再交付申請書（様式第2号）により警察署長に通行許可証の再交付を申請することができる。

9 第6項に規定する通行許可証の交付を受けた者は、当該通行許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに通行禁止道路通行許可証記載事項変更届（様式第2号の2）に記載事項を変更する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなけ

ればならない。

10 警察署長は、第6項に規定する通行許可証の交付を受けた者が第5項の規定による許可条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。

11 第6項に規定する通行許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該通行許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した通行許可証）を廃棄しなければならない。

- (1) 通行許可の期間が満了したとき。
- (2) 通行許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 通行許可証の再交付を受けた後において亡失した通行許可証を発見し、又は回復したとき。
- (4) 通行許可を取り消されたとき。

第7条第3項を次のように改める。

6 警察署長は、通行を許可した場合は、提出を受けた申請書1通を通行禁止道路通行許可証（以下この条において「通行許可証」という。）として交付し、通行禁止道路の通行を許可するものとする。ただし、第2項ただし書きに規定する場合は、この限りでない。

第7条第3項を第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 前項において、許可を受けようとする通行の場所が、複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。

4 申請書には、次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。

ただし、警察署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

- (1) 許可を受けようとする車両の通行場所及び周辺見取図（建物又は施設の名称道路状況等が判別できるもので、許可を受けようとする通行の場所等に印を付したもの）
- (2) 当該車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項が記載された書面
- (3) 当該道路を通行するやむを得ない理由を疎明する書類

5 警察署長は通行禁止道路の通行を許可する場合において、必要があると認めるときは、当該通行許可道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図

るため必要な条件を付すことができる。

第11条中「掲出」を「掲示」に改める。

第13条第12項中「廃棄」の次に「(第8項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去)」を加え、同項を第13項とし、同条第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「前項の」を「第7項に規定する」に改め、「駐車許可証」の次に「の交付を受けた者」を加え、「駐車させている間、」の次に「当該駐車許可証(前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの)を」を加え、「場所」を「箇所」に、「掲出」を「掲示」に改め、同項を第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 前項に規定する駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記載されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

(表)

番号_____	
通行禁止除外指定車	
登録車両番号	主たる運転者 の 氏 名
除外する区間 又は道路の区間	
有効期限	年 月 日まで
年 月 日 富山県公安委員会 印	

- 備考 1 用紙の大きさは縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色、縁の色彩は黄色とする。

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、指定車両により指定道路を通行する場合以外は使用できません。
- 2 指定道路を通行するときは、歩行者に注意し徐行してください。
- 3 指定道路を通行するときは、自動車の前面の見やすい箇所に標章を掲示してください。
- 4 現場において警察官の指示があった場合は、これに従ってください。
- 5 この標章は、他人に貸したり譲ったりできません。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

通行禁止道路通行許可証再交付申請書	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第7条関係）

通行禁止道路通行許可証記載事項変更届 年 月 日	
警察署長 殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

様式第8号の2を次のように改める。

様式第8号の2（第6条、第11条関係）

除外標章交付申請書	
富山県公安委員会 殿 年 月 日	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示 されている番号	
除外を受けようと する期間	
除外を受けようと する区間	
除外を受けようと する理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号の2を次のように改める。

様式第8号の3（第6条、第11条関係）

除外標章再交付申請書		
富山県公安委員会 殿		
年	月	日
住所（所在地）		
ふりがな		
氏名（名称）		
電話番号 その他の連絡先		
標章の名称		
標章番号		
標章交付年月日		
再交付申請の理由		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号の4を次のように改める。

様式第8号の4（第6条、第11条関係）

除外標章記載事項変更届		
富山県公安委員会 殿		
年	月	日
住所（所在地）		
ふりがな		
氏名（名称）		
電話番号 その他の連絡先		
標章の名称		
標章番号		
標章交付年月日		
変更の内容		
変更の理由		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(旧標章に関する経過措置)

- 2 この規則の施行前に交付された改正前の富山県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第7条の規定による様式第3号の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後も有効な標章とみなす。
- 3 旧規則第6条の規定による様式第3号の標章の交付を受けている者が、新規則による通行禁止道路通行許可証との引換えを申し出た場合は、交付済みの標章と引換えに、新規則第7条の規定による通行禁止道路通行許可証を交付する。

vv
告 示
vv

富山県告示第431号

知事管理漁獲可能量の変更について

以下の特定水産資源に関する令和7管理年度の知事管理漁獲可能量を、令和7年11月10日付で以下の通り変更したので、公表する。

令和7年11月26日

富山県知事 新田八朗

するめいかに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における漁業法第16条第1項に掲げる数量は、次のとおりに変更する。

第1 するめいか

- 1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

915トン

- 2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県するめいか漁業	915トン

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年11月26日

富山県知事 新田八朗

1 店舗の名称及び所在地

アルビスいするぎ駅店 小矢部市石動町2248番 他21筆

2 店舗を設置する者 J A三井リース建物株式会社**3 変更事項****(1) 大規模小売店舗の名称**

(変更前) アルビスいするぎ駅店、ウエルシア小矢部石動駅店

(変更後) アルビスいするぎ駅店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男 射水市流通センター
水戸田三丁目4番地 ほか1

(変更後) アルビス株式会社 代表取締役 池田 和男 射水市流通センター
水戸田三丁目4番地

4 変更の日 3(1)令和7年10月1日、3(2)令和7年9月30日**5 変更の理由 3(1)店舗名称変更のため、3(2)小売業者の退店のため****6 届出の日 令和7年10月27日****7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課****8 縦覧期間 令和7年11月26日から令和8年3月26日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を

有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年11月26日

富山県知事 新田 八朗

1 店舗の名称及び所在地

スギ薬局赤江店 富山市上赤江町二丁目字東条割1147番地12

2 店舗を設置する者 株式会社大阪屋ショップ

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) オレンジマート赤江店

(変更後) スギ薬局赤江店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社オレンジマート 代表取締役 木村 宏 富山市婦中町速星1070番1

(変更後) 株式会社スギ薬局 代表取締役 杉浦 克典 愛知県大府市横根町新江62番地の1

-
- 4 変更の日 令和3年7月29日
 - 5 変更の理由 店舗名称及び小売業者が変わったため
 - 6 届出の日 令和7年10月28日
 - 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
 - 8 縦覧期間 令和7年11月26日から令和8年3月26日まで
 - 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年11月26日

富山県知事 新田八朗

- 1 店舗の名称及び所在地

P L A N T – 3 滑川店 滑川市上島460番1

- 2 店舗を設置する者 株式会社滑川興産

- 3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社PLANT 代表取締役 三ツ田 佳史 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

(変更後) 株式会社PLANT 代表取締役 三ツ田 泰二 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

4 変更の日 令和7年9月21日

5 変更の理由 小売業者の代表者が交代したため

6 届出の日 令和7年10月21日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年11月26日から令和8年3月26日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和7年11月26日

富山県知事 新田 八朗

1 店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT 黒部店 黒部市立野 168番1 外72

筆

2 店舗を設置する者 株式会社P L A N T

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 有限会社ダイケン 代表取締役 大江 健三郎 魚津市住吉 270番地2

(変更後) 株式会社P L A N T 代表取締役 三ツ田 泰二 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社P L A N T 代表取締役 三ツ田 佳史 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

(変更後) 株式会社P L A N T 代表取締役 三ツ田 泰二 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

4 変更の日 3(1)令和2年11月17日、3(2)令和7年9月21日

5 変更の理由 大規模小売店舗設置者及び小売業者の代表者が交代したため

6 届出の日 令和7年10月21日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和7年11月26日から令和8年3月26日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所 (法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由